

伊方3号機運転差止命令に関する考察
—公益事業に民事訴訟はなじまない—

概要

広島高裁が伊方原子力発電所3号機の運転差止仮処分を決定した。阿蘇火山噴火の影響による危険性に対し、規制委員会の判断が不合理であるとの理由による。この決定は民事保全法にもとづく暫定的なものであるが、一方、本訴訟が広島地裁で進行中であり、運転差止の動向は予断を許さない。

この裁判は、一部の住民（債権者）が事業者（債務者）に対し運転差止を請求したものである。ここではエネルギー政策を推進する行政（規制委員会など）も、リスクを受容しながら電気を利用している一般国民も当事者には含まれていない。

行政の政策は国益確保のためであり、公益事業¹として運転をしている発電所を、一部の当事者だけで運転差止を決めてよいものだろうか。国策、公益事業にこのような民事訴訟の制度を適用するには無理があるように思う。

なお、ここでは火山の危険性に関する見解は専門家に譲り、司法制度の改善をはかる必要性に関して考察した。

1. 民事裁判の特徴と課題

民事訴訟は当事者が主張した事実について、当事者が申し出た証拠に基づき認定する「当事者主義」にもとづいている。裁判では原告・債権者（この場合一部の地域住民）が明示した事実と証拠に対し、債務者（この場合事業者）が提示した事実と証拠にもといて妥当性が評価される。このような進め方では、裁判が理念としている公正さ、適正さは、債権者、債務者が提示した内容に限定され、普遍的なものとは言えない。

原子力発電所のようなエネルギー政策にもとづき公益事業として実施している事業では、事業の企画や許認可を担当する行政も当事者であるにも関わらず、民事訴訟の枠組みの対象外である。このような仕組みで、一部の原告の意のままに運転を差止めたのでは、行政の存立、ひいては国の政策の実現を危うくする懸念を避けられない。

2. 仮処分とは

仮処分は本裁判での確定判決を待っていたのでは債権者の権利の保全ができなくなる恐れがある場合に、確定判決を待たずに権利を保全するものである。従って本裁判で確定判決がでるまでの暫定的な処置といえる。

仮処分の保全命令は「債権者の生存に著しい損害または急迫な危険を避けるために必要なときに発することができる」（民事保全法）とされている。「急迫な事情」に対応するため、迅速な決定が要求される。このため権利の証明も「即時に取り調べることができる証拠」で足り、「合理的に疑いを挟まない程度の確信」を、「確からしいと推測」できればよいとされる。

このようなことから、確定判決にくらべ、確実性が劣る段階で債務者の財産に一定の拘束を課すことになる。何とも心もとない決定方法である。

伊方3号機に影響する火山噴火が「生存に著しい障害」「急迫な事情」が迫っていると考えるのであろうか？

少なくとも行政も地域住民もそういった認識をしているとは思えない。危険が急迫との認識がなければ、著しい損害の認識も同様であり、仮処分の必要性がないといえないであろうか。

3. 公益事業の差止は民事訴訟の枠組みでは対応できない

エネルギー選択の基幹部分をになう原子力発電所は、国のエネルギー政策にもとづき公益事業者がその実現をはかるものである。規制委員会の適合性審査に合格した事業はいわば行政の認定事業であり、行政の一翼をになう事業とみなすことができよう。

エネルギー政策は安全を軸に供給安定性、経済性、環境適合性を総合的に判断して決定される。これはリスク（健康影響など）を許容範囲内に抑制しながら、最適なベネフィット（国益）を追求するものである。

この民事訴訟ではこのような政策決定にいたる経緯に踏み込まず、原告・債務者の危険性による人格権侵害という視点に留まった判断をした。司法、とりわけ民事訴訟は国民生活が享受する便益（国益）とそのために許容されるリスクの評価にまで踏み込むことができないのが実情と言えないであろうか。

さらに、個別の事業者と一部の住民を対象とする直接の当事者同士による差止処分訴訟は、民事裁判の枠組みを脱原発運動実現の手段として利用したものとも言える。今後も手をかえ品をかえ訴訟の枠組みを利用した脱原発実現運動が進行することが懸念される。

4. 民事訴訟の枠組みの変更または行政訴訟による対応の提案

前述のように原子力発電所の運営を行う事業者とともに、政策を遂行する行政も当事者である。とりわけ今回の伊方3号機のように、運転差止が行政の設定したルール（火山ガイド）に起因するとすれば、行政も当事者として債務者側に立って事実の説明と証明を行う立場である。然るに民事裁判ではそのような枠組みが用意されていない。

今後原子力行政を進めるうえで、一部の脱原発グループの主張に左右されることなく、多くの地域住民および国民の合意が得られるような人格権を実現するため、民事訴訟法と保全法に行政と認可事業者が当事者となる仕組みを設けるか、行政訴訟の枠組みに組み入れるか、いずれかの制度を確立することを提案する。

この法制度の変更は立法府の役割であるが、具体化にあたっては行政府の関与が欠かせないと考ええる。

5. まとめ

民事訴訟では主張と証明を行うのは原告（一部地域住民）と被告（事業者）に限定されており、限られた枠内という留保付きの公正さ、適正さしか持ちえず、普遍的な公正さ、適正

さを期待することができない。

国家のエネルギー政策にもとづく原子力発電事業のような公益事業は、資源の選択とそれにもなうリスクを受容できるかどうかは、国民全体の生活基盤、国家の存立基盤に係る重要事項である。このような重大な公益事業に対し、普遍的な公正さ、適正さを避けた運転差止の司法判断がなされるのは、法の不備と思わざるを得ない。

当事者として行政も加えた枠組みを構築し、普遍的な公正さ、適正さを実現できる枠組みを構築することが望まれる。

以上

ⁱ 公益事業とは運輸、郵便、電気通信、水道、電気、ガス、医療、公衆衛生の事業のうち、公衆の日常生活の不可欠なもの。事業を行うために欠くことができない修理や維持管理、保全などの事業も含まれる。